

## 情報システムセキュリティ対策に関する 審査基準の改訂方針及び事業者意見に関する対応方針（その 3）

令和 3 年 11 月 17 日  
原子力規制庁

### 1. 経緯

令和 3 年 9 月 8 日の原子力規制委員会において、核物質防護措置に係る審査基準（情報システムセキュリティ部分）の改訂概要に関する事業者意見を踏まえた審査基準の改訂方針及び今後の予定について、改めて委員会に諮るよう指示があった。

その後、令和 3 年 10 月 13 日の原子力規制委員会において、外部からのアクセス遮断（実用炉規則第 91 条第 2 項第 18 号）関係の当該審査基準の改訂方針及び事業者意見に関する対応方針並びに今後の予定について審議し、了承された。また、令和 3 年 10 月 27 日の原子力規制委員会において、情報システムセキュリティ計画の作成（実用炉規則第 91 条第 2 項第 19 号）関係について審議し、改訂方針については概ね了承されたものの、事業者による具体的な対応や情報システムの仕様及び運用方法が明確にならない限り判断できない事項もあるため、それらについては個別の審査において確認する必要があると指摘があった。

### 2. 審査基準の改訂に伴う審査及び検査における確認事項並びに経過措置の方針等

情報システムセキュリティ対策に関する審査基準の改訂に伴う審査及び検査の確認事項について、別添 1 のとおりとしたい。

当該審査基準の改訂に係る運用方針及び経過措置に係る事業者意見に関する対応方針については、別添 2 のとおりとしたい。

（添付資料）

別添 1 情報システムセキュリティ対策に関する審査基準の改訂に伴う審査及び検査における確認事項  
【非公開】

別添 2 情報システムセキュリティ対策に関する審査基準の改訂に係る運用方針及び事業者意見に関する  
対応方針（経過措置関係）【非公開】